

講演

横浜弁護士会会長講演 「弁護士の生き甲斐」

(2013年7月10日)

仁平信哉氏

略歴

昭和61年4月 第一東京弁護士会登録
 昭和61年10月 横浜弁護士会登録
 平成7年 横浜弁護士会常議員会常議員
 平成13年度 横浜弁護士会副会長
 日本弁護士連合会代議員
 平成16年 日本弁護士連合会 財務委員会委員
 平成18-20年 横浜市包括外部監査人
 平成23年度 横浜弁護士会常議員会議長
 平成25年度 横浜弁護士会会長



講演会風景

司会 中村俊規教授 本日は横浜弁護士会会長の仁平信哉先生にご講演をお願いしました。仁平先生は、私立栄光学園高等学校、早稲田大学法学部を卒業され、昭和58年に司法試験に合格されています。それから第38期司法修習生として2年間の司法修習を終えられ、昭和61年に弁護士登録をされました。それ以降は、横浜弁護士会研修委員会委員長、横浜弁護士会副会長、関東弁護士会連合会研修委員会委員長、横浜弁護士会常議員会議長等を歴任され、本年度横浜弁護士会会長に就任されました。仁平先生は、特に知的財産法、倒産法、企業統治等の分野でもご見識が深いと伺っております。本日は非常に興味深いお話を伺えると思いますので、ご期待ください。

1 はじめに

仁平です。よろしく申し上げます。私はこの大学の近くに20年ほど居住しておりました。小学校3年から25歳くらいまで、神大のグラ

ンドの向こう側、ガーデン山の近くに住んでいました。したがって、神大は、私にとって思い出も深いし、特に図書館ができた頃に司法試験の勉強をしていた記憶があります。本日久しぶりに大学にやってきたところ、神大橋や立派な建物があるのを見て驚きました。今日は、あまり難しい話ではなく、皆さんと年齢的に同じ頃、私が大学生の頃にどんなことをしていたのか、どういう経緯で今ようになったのかというお話をしてみたいと思います。

私の関係する弁護士事務所は横浜の関内にあり、5人の弁護士が在籍しています。非常にオープンな事務所であり、各弁護士が自由に活動しているので、事務所の特徴を挙げることは難しいのですが、あえて言えば、予防法務が主で、労働事件を少しやるというところですか。労働法務というのは、法律はあるけれども場外乱闘のような状況があります。たとえば、街宣車がやってきた、さあどうしようというような法律の本に書いていない問題が起きます。理論と現実

が乖離しているので、横浜の弁護士事務所では扱っているところがあまりないのです。私は、経営法曹会議という使用者側の団体に関係していますが、これは6ヶ月に1回くらい1,000人規模で会合を開いています。私は、企業法務の分野を専門にしていますが、労働問題や不正競争の問題も扱います。不正競争というのは、ある中小企業で活躍していた人が情報や顧客を持ったまま独立するとき起きる問題です。こういう場面で、いずれにせよ企業側で仕事をしています。今は弁護士会の会長になりましたので、状況が変わりましたが、これまでどこかへ移動するときは、現場主義なので、必ず月に半分くらいグルグルと行脚を続けていました。これが私の生活の実態です。1日10時間くらい夜まで会議を続けて議論をするということも珍しくありません。日弁連では月に1回理事会がありますが、とにかく弁護士会は会議の多いところ。私は、現在弁護士会内部の委員会には出ませんが、それでも月1回5時間ほどの常議員会には出席します。日弁連の理事会、関弁連の常務理事会があり、今週は常務理事会の中に民暴対策の委員会があってこれに出席しました。民暴対策というのは、暴力団が市民の生活を脅かすことを許さないようにしようという目的で立ち上げられたものです。人権擁護の観点から、暴力団員に人権があるのかという大論争もありました。

2 法学部

先ほどの話に戻して、なぜ法学部に入学したのかという問題です。栄光学園の同期生170人のうち、30人が医者志望で、70人が東大、慶應が30人から40人、一橋や東北大などがそれに続き、早稲田に進学しようとする者は10数人しかいませんでした。卒業後の就職の難しさが影響していたようです。私の友人2人が法学部に進んで、炭鉱に就職したのですが、事実上倒産にあたりしています。周囲には医者志望者が多くて、彼らは一生懸命勉強していました

が、私はあまり勉強には熱心でなく、ただ医者か弁護士になりたいと単純に考えていました。私は浪人中に駿台予備校に在籍していましたが、そこでもあまり熱心な学生ではなく、午前10時くらいに友人と喫茶店に集まって、あの先生の授業が良いとか悪いとか無駄話をして過ごしていました。最終的には、また国立大には合格せず、早稲田に入学しました。大学1年目はほとんど勉強しませんでした。2年生になってようやく勉強に取り組むようになりました。いろいろな人に申し上げているのですが、法律の勉強ができるのはマックスで2年くらいです。2年のときに勉強を始めて、我妻栄先生の民法講義や判例百選を読み始めました。しかし、たとえば、権利濫用論について判例をあたり裏付けをやるという勉強の仕方をしていると、なかなか先へ進むことができずに苦労しました。またその当時答案練習会が1週間に1科目あり、その準備のために1週間で1科目を仕上げねばならず、忙しい日々を送っていました。今から振り返ると、本当によく勉強したと思います。

私は4年生のときから4回司法試験を受験しています。最初は択一試験で不合格になりました。友人からは不思議がられるのですが、私は比較的神経質で、試験前日には一睡もできないという状態になるのです。翌年からは択一試験に合格しているのですが、試験の1週間前からは精神的な刺激を避けてジョギングをしたりしました。友人には、体力で合格するのだと言い張っていました。

私は、在学中、司法試験受験生としてはあまり環境に恵まれていませんでした。実は私は一人っ子です。母が病気だったので、実家から通学していましたが、早稲田はあまりにも遠くて、2時間強かかるのです。そこで、大学にはほとんど行きませんでした。親の料理を作り、自宅で勉強していました。5月から答案練習が始まる10月まで、人と会うこともなく孤独な日々を過ごしました。論文試験を3回受けることになるのですが、運が良ければその次の年に合格

すると言われ続けました。3回目には、自信があったにも拘わらず不合格となり、4回目には勉強意欲を喪失してしまいました。このまま人工衛星のように司法試験の周りを周回して終わるのかという気持ちでした。司法試験が何を求めているのか、勉強している人にはなかなか分からないのです。合格したあとで、こんな風だったのか、条文が大事だったのだと思うわけ。憲法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法、刑事政策、社会政策という試験科目でした。本番で試験問題を見ると、背筋が寒くなる瞬間があります。全く分からないという問題に遭遇することがあるのです。通常、どの科目でも60点くらい取れていると合格答案です。私たちの頃は、ある程度の平均点が得られるように、論点の問題が1問と何かよく分からない論点を含む問題が1問出題されていましたが、その問題を見るときほど嫌な瞬間はありません。弁護士になってからもそのときの夢を見る人が多いと思います。見る夢は決まっています、「君は弁護士をやっているけれども、もう1回司法試験を受けなければならなくなった」というものなのです。「まずい、もう仕事もやっているし、子供もいるし、生活がある、今から司法試験の勉強をしても合格できないだろう」とうなされているうちにぱっと目が覚めるのです。これはものすごいストレスです。とにかく精神的に強い人は大丈夫なのですが、私は、弱い。忘れもしない3回目の刑事訴訟法の科目で、被告人不在廷、弁護人不在廷という問題が出て、冷や汗が出ました。答案を書くことは書いたのですが、刑事訴訟法の評価はGで0点になってしまいました。Gというのは、足切りの意味があるわけで、悲しい日々を送りました。

ともかく3回目のときには答案練習会で1桁の順位を占め、また夜もほとんど眠らないくらい勉強しました。1日15時間ほどです。しかし、集中力がなく、成績は良いのですが、長期受験者のパターンにはまり込みました。また自律神経失調症になり、試験のときにはずっと発

熱している状態でした。4回目にやる気のないまま受験しましたが、たまたま運が良く合格したのです。実は論文試験を終わったときに父親が胃がんになりまして、余命3ヶ月と宣告を受けました。それでも最終的には翌年の1月まで存命し、私も勉強を続けることができ、口述試験も受けることができました。その当時に彼女ができて、両親には報告し、父親の死後49日が過ぎてから入籍しました。したがって、修習生の頃には結婚していました。以上が大学生や受験勉強をしていた頃の状況です。とにかくメンタル面がすごく重要です。私はメンタル面を保持するために『エースを狙え』というコミックを読んだこともあります。

3 弁護士

司法試験に合格してみると、実はこれもスタートラインです。資格を得たからうまく行くというわけではありません。私は、第一東京弁護士会系の事務所に就職して弁護士登録をしました。その後、ある仕事を担当するかどうかについて所長から試問を受けました。債務者からの依頼で、速やかに抵当権の抹消登記手続をしたい、しかし、抵当権者が行方不明だ。依頼人の手許にはたまたま昭和20年代に債権者が作成した委任状がある。さあどうするかと問われました。私は、非訟事件手続法上の公示催告・除権判決（当時）により半年で抹消登記手続を申請することができるのでそんなに慌てなくてもよいと、おおざっぱに答えたところ、1ヶ月間仕事を干されてしまいました。事務所の回答は、手許の委任状を弁済証書にして、直ちに抹消するというものでした。人間というのは忙しくて狂ってしまうのと、窓際で狂ってしまうという2つのパターンがあるようです。若い人は、体力があるので、見たことのない世界で新しいことをやるというのは、どんなに忙しくてもとても面白い。忙しさでつぶれる人は少ないのです。他方、窓際に置かれると、人格が壊れたり、そこまでではなくても円形脱毛症になったりします。私

は後者の例です。第一東京弁護士会の副会長の世話でその事務所に就職したのですが、辞めて横浜弁護士会に登録替えをしました。法律事務所というのは、どんな仕事をしているのかが外からは意外に分かりにくい。中に入ってみないと仕事の内容が分からないのです。それでは、私がなぜ窓際に置かれたのでしょうか。いま東京弁護士会には7,000名、第一東京弁護士会には4,200名、さらに第二東京弁護士会には4,500名の弁護士がいます。他方、横浜弁護士会には、1,300名の会員がいます。経済規模では、横浜は東京の10分の1です。すなわち、東京ではより専門家が求められる。また裁判になると、より早さが求められるのです。そこで、先ほどの事例では、公示催告手続のような悠長な方法ではなく、たとえまっとうなものでも例の委任状を利用して申請に必要な書類を用意するなどの方法で迅速に処理することが求められるのです。そこで私は躓きました。早稲田の先輩に頼ることも考えましたが、次に失敗したらもう立ち直ることは難しい。そこで、私は横浜に逃げ帰った次第です。

4 横浜

私は、その後横浜弁護士会に登録替えをし、独立したのですが、事実上即独立のグループに属します。独立した年の大晦日あたりになると、だいぶ金銭的に苦労しました。しかし、その頃からの顧問先がまだ3ないし4社ほど残っており、私の支えになっています。私の当時の事務所は、エレベーターのない4階建てビルの最上階にあり、8坪のスペースがありました。そこに私の机、事務員さんの机と応接用のセットを設置すると、もういっぱいでした。そこに80歳くらいのお年寄りが遺言書を作成するために階段を上って訪ねてこられたときは、大変に心苦しい思いをしました。

その当時は、横浜では国選弁護を積極的に引き受けようという人があまりいませんでした。しかし、これを1件担当すると、7ないし8万

円ほどの報酬となりました。そこで、積極的に国選事件を引き受けることとし、収入は月額で30~40万円ほどになりました。ちょうど独立した年に下の子供が生まれました。ここから先は、少しずつ仕事が増えました。青年会議所、いわゆるJC（ジュニア・チャンパー）という2代目の経営者の組織があり、横浜の青年会議所には約500名の会員が存在します。ここでは、会員が会食し、懇親を深めるのです。私は、この会にも関係していました。当時、特に裕福でなくてもお金に困ったという記憶はありません。とにかく忙しい日々で、深夜1時前に帰宅することがない状態でした。大体朝の3時か4時が帰宅時間でした。息子がパパの顔を忘れるから、よく見とかなくちゃといわれることもあり、テレビ電話で会話したこともありましたが、とにかくそういう状態なので、妻には大分小言を言われました。よく学びよく遊びの精神でやっていましたが、現実としては月曜日から金曜日までは仕事がある。しかし、週末になると、起案を要する書類が10件くらい溜まっているので、休日にも出勤して、事務員さんの机の上に大量に乗せておく生活でした。

よく若い人たちから、顧問先はどうしたら得られるのかと聞かれます。人は、自分にとって困ったことや嫌なことは、なかなか専門家には相談しづらい。しかし、仲の良い友人には話すことがありますね。その友人が専門家であれば、自然な形で相談できます。私は、たまたま一緒にお医者さんとゴルフをやっているときに、身体の不調についてごく自然な形で相談し、手術によって助けてもらったこともあります。私が相談されることもあるわけで、やはり人との交流を大切にすることが必要ですね。

私は、青年会議所を通じて横浜のまちづくりに参加し、またドーム球場を作る運動にも関わっています。知人・友人の間で何か面白そうな活動についての話が湧いてくると、私も自然にその仲間に入る仕組みになっています。たくさん遊ぶ、つまり、友人と楽しく付き合うことが

幸せな人生のコツかなと思っています。

5 弁護士の生き甲斐

みなさんは、弁護士にとって何が楽しいのかという疑問を持つことがあるかもしれません。一次的には、お客さんが喜んでくれること、「ありがとうございます」と涙ながらにお礼を述べてくれると、本当によかったと思います。こういう事件がありました。乗用車の運転者が駐車場に入ろうとして片側1車線の道を右折しようとした。対向車もライトで承知のサインを出してくれた。しかし、折悪しくバイクが対向車の横から走行してきて衝突し、転倒してしまいました。それでバイクの乗員が半身不随になりました。年齢は、運転者が21歳、バイクの乗員が18歳です。半身不随になった被害者は一生そのまま、介護に当たるお母さんもかわいそうです。当然ながら運転者の側も一生重荷を背負うこととなります。運転者側の親御さんもかわいそうでした。私は運転者側の代理人でしたが、とにかく病院を訪れて示談書を作成し、最終的には被害者側から許してもらえました。運転者は執行猶予になり、その点では良かったなと思いましたが、後味はよくありませんでした。これが、私の最初に扱った刑事事件です。感謝してもらうことが弁護士の生き甲斐であることは間違いありませんが、弁護士の仕事の中でいうと、単純にはいかない問題があるのです。依頼者の他に常に相手方がいて、弁護士は相手方からはものすごく恨まれる存在です。このことは離婚事件などにおいても顕著です。また依頼者の方が自分の弁護士に対して不信感を持つ場合もあります。弁護士としては、これが一番つらい事件となります。相手方からも依頼者からも攻撃され、場合によっては弁護士会に懲戒を申し立てられることもあるのです。

依頼者を満足させるにはどうしたらよいか。弁護士としては、これを一番に考えなければなりません。原則として、私はいやだと思ふ人の事件を受けないようにしています。嫌な事件を

受けると、寿命が何年か縮まるくらいのストレスが生じます。そのような場合、私は、「東京にもっと良い弁護士がいますよ。私はどうもあなたの気持ちに同調できないところがありますが、どうせ弁護をしてもらうなら、あなたに同調できる弁護士の方がよいですよ」という言い方で断るようになっています。とにかく仕事を引き受けるよりも断る方がエネルギーを必要とします。こういうことで、メンタルの面でトラブルを生じる弁護士がとて増えています。本当にモンスタークレーマーのような人がいます。クレーマーを相手にする場合には、割り切れればよいのですが、実は自分の依頼者がクレーマーであった場合、間違っって事件選択をしてしまったことの苦しみは大きいのです。多くの弁護士はこういう事件を選択して苦しい思いをした経験を持っているはずですが。

6 収入

昔は、弁護士になるとある程度の収入は保証されていました。確かに、私よりも20年くらい先輩の方々は、その数も少なく、報酬基準が高かったので、高額な年収を得ていたと思います。でも最近の国税庁の統計によれば、全国で32,000人の弁護士のうち2割、6,000人が年収100万円以下、500万円以下が4割という時代になっています。日弁連の言い方では、これは申告所得であり、総所得と異なると説明されていますが、いずれにしても急激な法曹人口の拡大問題が生じています。もともと弁護士を必要としている人々の数が限られているところに弁護士の数が増加するのだから、需給のバランスが崩れることは覚悟していなければならなかったことです。然し、年収100万円以下の弁護士が6,000人いるということは、異常です。普通に大学を卒業して就職した場合の初任給と比べてみてください。月収で手取り20万円弱としても賞与を含めると、年収300万円程度にはなるはずですが。また弁護士会の会費というのは、年間60万円ほどです。もちろんこの費用は経

費として計上することができますが、この会費すら納入することが難しい弁護士が増えているのです。少し前まで、公認会計士の平均年収は1,200万円でした。公認会計士は、六本木周辺に集中していますね。日本公認会計士協会の会員数は、現在25,000人ほどですが、全体の仕事が減少して会計士補の資格を取得することも難しくなっています。そこで公認会計士の合格者を元通りに減少させました。こういう時代ですから、弁護士になって高額の収入を得ることができる人は、東京で活動する者の一部です。大多数の弁護士、特に若手の弁護士は、高収入とは無縁な状態です。それで、私は、企業に入ることを薦めます。たとえば、企業の法務部で10年の経験を積むと、相当な専門家になることができます。その経歴でほかの法律事務所でも働く可能性もあるし、またその企業内で活躍することができるかもしれない。とにかくこれは一つの途です。

先般、高裁の長官を退職した方から伺った話ですが、ある司法試験に合格した女性が裁判所の書記官試験を受験してきたというのです。女性は、ただでさえ就職が難しいうえに年齢制限で公務員試験や就職試験を受けることができない場合がありますが、彼女は書記官試験の受験資格があったわけです。裁判所というのは、男女共同参画が実現していて、女性にとっては、出産前後の休暇制度も手厚く働きやすい職場です。したがって、司法試験合格者であっても、こういう選択肢もあると思います。

7 会務

次に弁護士会でどのような活動をしているかという問題です。まず人権擁護委員会は、人権の擁護と社会的正義の実現に努めるところです。ただものすごく事件が多くて手続が滞留しているのが実情です。子どもの権利委員会というのは、主として少年事件を扱うところです。これには女性が多く参加しています。あと法律相談センターというのがあります。法律相談をした

上、場合によっては受任するわけです。かつては、一般市民が弁護士と知り合う機会が乏しく、法律相談を受けることが困難でした。しかし、10年ほど前に司法改革が行われ、とにかく弁護士の数を増やすことになりました。横浜市内では無料の法律相談がある。また横浜弁護士会でも、有料ながら法律相談を実施しており、法律相談というのは、市民にとって非常に有益な制度です。刑事弁護センターとか、民事介入暴力を扱うところもあります。また、今人気が高まっているのは法教育委員会です。これは高校生に出前授業で法教育を行うものです。ほかに高齢者や障害者のケアをする委員会もあります。また弁護士会そのものにとって必要な委員会もたくさんあります。綱紀委員会および懲戒委員会は、弁護士の品位を汚すような行為があった場合に、調査を行い処置するものです。多くの弁護士が会務としてこれらの委員会で活動しています。その中では、実務委員会という言い方がありますが、法律相談を扱う委員会は、事件の受任に結びつくこともあるので、人気が高いですね。

先ほどご紹介を頂いたように、私は、研修畑の出身です。ここでは、弁護士会の会員にとって必要な知識、判例、法律を伝達するのです。研修委員会に入ると、必ず研修を受けなければならないのですが、これが私の研修委員会参加の動機です。要するに自分が怠けないためです。私はこの活動をずっと続けていますが、その延長上に知財事件の問題があります。私は知財事件を扱ったことはなかったのですが、日弁連の知財センターにも入っています。その知財の研究会を横浜で開催したことがあります。知財高裁の判事さんをアドバイザーとして招いて早朝から勉強会を実施しました。しかし、自分では経験のない分野であり、もう少し勉強する必要を感じて弁理士の登録をしたところ、今度は新規弁理士研修を受ける羽目になりました。もちろん研修は有益でしたが、30時間の研修というのは、なかなかハードでした。知財はなかなか

か面白いと思いますが、実際に事件を担当するつもりはないので、いずれ弁護士登録を抹消するかもしれません。ほかに、全国倒産処理弁護士ネットワークという組織にも参加してその幹事を務めています。また先ほども話に出た関東弁護士会連合会の研修会の制度があります。これは日弁連の研修を関東地区で行うためのものです。研修委員会の最大の使命は、倫理研修です。まず倫理研修のための問題を作成しなければなりません。横浜弁護士会では5年サイクルでよいのですが、関東弁護士会連合会では毎年問題作成が必要なのです。問題を作り、解答を作るためには、知識よりも体力が求められます。いま会長職に就きましたので、この仕事はなくなりましたが、研修は忙しい反面面白さもありますね。

8 もう一つの生き甲斐

お客さんが喜んでくれることが弁護士の生き甲斐です。また弁護士にはもう一つの生き甲斐があると思います。すなわち、法律を通じて時代を見ることです。法律家というのは、記録を読むことに象徴されるように過去に目を向ける傾向があります。しかし、弁護士は将来を変えることもできます。すなわち、弁護士にとっては、判例を変えるということです。自分が関与した事件で最高裁判例が出て、その時代に適合していると評価されると、何十年か社会に影響を持つことになります。これは法律家にとってやりがいのある仕事です。また良い判例を作るということは、私のエネルギーの原点なのです。

私は、従来から30種類ほどの法律雑誌を購読して、自分の関係する分野の勉強をしています。また研修委員長の経験からいうと、自ら研修を実践したことが自分の仕事にも役立っているとも思います。私は企業法務を中心に事件を扱ってきましたが、ある法律が改正された、ある判例が出た、それを世の中に生かすかどうかという結果になるのか。これらを考えることに面白

さを感じます。それによって時代を見ることが出来ます。ちなみに、私は3件ほどの事件で最高裁判例に関係しています。一番記憶に残っているものは、家族法におけるいわゆる藁の養子に関する事案です。「藁の養子」というのは、うまれたばかりの子供を養子にすることのたとえですね。この事案では、ある夫婦がまず他人の生まれたばかりの男子を自分たちの実子として入籍した。また次に同じようにして女子を入籍した。そして両親が亡くなったあとで相続問題が発生した。女子の方が原告となって男子を相手に養子縁組の手続がなされていないことを理由に男子には相続権がないことを主張したわけです。しかし、原告も同様の状態にあるわけで、一審から上告審まで原告の訴えは権利の濫用として排斥されました。これは、私の勝訴事案です。「相続権がないことはあなたも同様でしょう」という理屈です。法律事件というのは、意外なことに、こういうやり方をすると勝てるけれども、別なやり方をすると負けるということがありますね。

9 弁護士の宿命

よく弁護士はどうして犯罪者の弁護をするのかという質問を受けます。そういう質問に対してはこう答えます。もし殺人を犯した者があなたの父親であつたら、あなたはどうしますかと。そうすると、自分の父は普段はおとなしいのだけれども、あのときは頭がおかしくなっていたというような言い方をするはずですが。そういう主張をすることも、弁護士の役割です。次に多いのは、刑事事件の中で、被告人は犯行を否認しているけれども、弁護士は被告人が犯行を行ったかもしれないと考える場合にどうしたらよいのかという問題です。私は、依頼人がやっていないという以上、裁判では無罪を主張します。

人はいろいろな環境で育ちます。たとえば、刑事事件の調書では、被告人が片親のみで貧しい状態で育ってきたというような記載がよくみられます。そしてあるとき突然人を殺してしま

う。もし私が同じ環境の中にいたらどうしただろう。自分も同じことをしただろうかと考えます。いろいろな証拠を総合してそのときの本人の心理状態を理解しようと努めます。あるとき次のような事件に遭遇しました。ある女性が自分の夫を殺した。ほとんどの場合、殺人を犯した人は、その時の記憶を失っています。刃物で相手を刺した場合、血が飛び散ります。人の脳はそれによって大きな衝撃を受けて防衛本能からその瞬間を忘れようとするようです。この事件では、夫がアルコール中毒で毎日のように妻に暴力をふるう。妻はそれに耐えかねて就寝中の夫の首を紐で絞めた。私は、彼女の間接的な知り合いでもあったので、警察に逮捕された後すぐに駆けつけました。接見したところ、本人はやっていないと言うのです。気がついたら、旦那さんが首に紐を巻かれた状態で倒れていた。しかし妻の手には、紐を強く握った痕跡がはっきり残っている。「これは何？」と聞いても、本人は答えられない。犯行時の夫の苦しむ姿が彼女の記憶を失わせたと思われました。しかし、相手が死に至るまで紐を引き絞るとするのは、相当な力を必要とします。被疑者は検察官から手の痕跡を示され細かく尋問されているうちに断片的に記憶が戻りました。しかし、このように首を絞める、また人を刃物で刺すという心理は不思議なものです。自分だったらどうしただろうか。刑事事件においては、行為者の犯行時の心理の解明が大切でありまた難しいところでは。

いま離婚事件が増加しています。携帯電話の通話やメールの記録が証拠として認められたために、家庭裁判所の離婚事件の数がそれ以前の1.5倍ほど増えて、離婚自体も容易になりました。それで、男性は携帯電話に暗証番号を設定するようになったのですが、4桁くらいのものではすぐに解読されるので、最近は8桁のものが多いようです。さらに自分のGPS機能付きの携帯電話を相手の持ち物に紛れ込ませて相手の所在を探るといような状態になっています。

弁護士としては、携帯電話に注意なさいというアドバイスをしておきます。

次にやくぎの問題です。やくぎが不正行為を匂わせて企業を恐喝してくることがあります。やくぎは弱い者を脅してくるけれども、強い者に対してはそんなことはしないものです。したがって、私は企業の代理人として、こちらの方が強いということを知らしめます。すなわち、私は、是々非々の立場で「たとえ自分の依頼人であっても、不正があれば私自身も許さない」という意思を断固として相手に伝えます。依頼人の不正も法によって正すということです。すると相手は当てが外れて退散するということになります。ただ、事務所を占拠されたり、誘拐されそうになったこともあります。あと街宣をかけられるパターンがあります。たとえば、役所がある事件の関係で強烈な街宣にあって担当していた職員が2人自殺したことがありました。街宣車が2ないし3台で対象となる建物を毎日のように取り囲んで大音量のスピーカーでがなり立てる。私は依頼者たる企業がそのような状況に置かれた場合には、街宣を禁止する仮処分に対処します。相手方の街宣活動を記録し、これを証拠として裁判所に申立てを行います。普通は、相手方は裁判所の審尋には応じないのですが、「自分には言うべきことがある、正義を貫くためだ」という態度で裁判所に出てくることもあります。しかし、言いたいことはあっても、その方法が問題なのです。

またやくぎと交渉するときは、話の仕方にも注意が必要です。これを誤ると言葉尻をとらえられたりするのです。私はトーンを低くしてゆっくり話すようにしています。妻が私の電話の様子を見ていて、あなたの話し方もやくぎと似ているというので、家族がいるときには電話に出たくないのですが、電話に出ないことが相手方に口実を与えることになるので、そうはできないのです。

10 まとめ

最後に、将来の弁護士像はどうなるのでしょうか。弁護士の増加と将来の弁護士像は、私たちの大きな関心事です。私が横浜弁護士会の会長に就任したときに横浜弁護士会の100年史の編纂事業がありました。私は、その冒頭で「われわれの役目は100年後も諸君たちに、より国民の信頼を得た形でこの弁護士会を渡すことである」と述べました。どんどん移り変わる社会の中で、弁護士会はその原点を見据える必要があります。一番の問題は弁護士自治です。綱紀委員会や懲戒委員会がその要ですが、もともとは、弁護士会は、政治的権力に対する関係で自由に発言することができるために、自治が必要なのです。では自治を守るためにどうすべきか。それが、さきほどの100年史に出てくるように、「100年後の諸君に国民の信頼をいっそう増大させた形で引き渡す」ということです。私たちはそれぞれが弁護士会においてなすべき職責を果たす。たとえば、横浜弁護士会の会長の任期は1年ですから、私は会長としては1年しかこの仕事をすることができませんが、これをリレーで引き継いで行くということです。私は、何とか法律家が生き甲斐を感じながら仕事することができる社会を築いて行きたいと願っています。

私の10ないし15年ほど先輩の弁護士でも、自分の住居を入手する程度で、企業で働いている人々と比べてそれほど多くの収入を得ているわけではありません。しかし、それでも弁護士は自分のやりたいことをやれる、依頼者に感謝される、新しい分野を開拓できるのです。弁護士はそれぞれが努力する、常人の2倍も頭の良い人がいるとは考えにくいので、常人の2倍努力すれば、相当の成果を残せるはずですよ。かといって、若手にだけ努力させて済むわけではない。私たちの先輩は努力して後輩を育ててきました。人を育てるといえるのは、いろいろなやり方があるし、また難しいことですが、たとえば、一緒に事件を担当するというやり方があります

ね。私はこれが後輩を育てる良い方法であると思っています。しかし、ここ5年ほどの間経済的不況が続くうちに弁護士の仕事は減少気味です。したがって、昔のようにおおらかに先輩弁護士が若手弁護士と協働し、また仕事を分けてやるということができなくなっています。経済が活性化しないとどのような職業もうまくいかないという傾向があります。ではその経済の中で弁護士とは何なのでしょう。経済がうまく行かないときは、弁護士の活動も萎縮する。しかし、それでも、DV事件は起きるし、諸悪は存在する。そこが弁護士のがんばりどころであると思います。

質問 学生 お話の中に、どういう事件を受任するのか、また断る場合もあるということがありました。仁平先生は弁護士になった後、わりあい早めに独立をされたわけですが、事件を受任するかどうかの判断基準というのは、最初から持っておられたのでしょうか。また何かきっかけがあつたのでしょうか。

答え 弁護士は、すごく嫌な事件に遭遇することがあります。本当に自分の寿命を縮めそうな事件というのがあります。私は、先輩からの教示で着手金の額は少なめにしています。嫌な依頼を引き受けてしまったときに、受任を取りやめてすぐに着手金を返還できるようにするためです。嫌な事件というのは、2年に1度くらいはあります。その場合、着手金は定期預金として預けておく、そのうえで「私の考えていることとあなたの考えていることはどうも違うようです。人間にとって紛争に巻き込まれることは一生に一度かもしれない。あなたにとって弁護士というのはその際の重要な武器です。あなたにとってはご自分と考えの合わない弁護士よりも合う弁護士を選ばれる方がよいでしょう」。こういう言い方をして、事件から降りるようにしています。男女の間で、この人とは合いそうだが、または嫌だという直感が働くことがあると思いますが、弁護士と依頼人との間でも同じで

はないでしょうか。ただ弁護士の場合、この見極めは経験によっても得られると思います。これは、最初からそうしていたのではなくて、やはり失敗から得た教訓です。判断の基準は、直感と経験の双方ですね。

質問 中村 仁平先生はたしか平成18年から横浜市の包括外部監査人の仕事を3年間されていると思います。これは一般にはあまり知られていないかもしれませんが、ずいぶん負担の大きい仕事であると思います。通常の弁護士業務のほかにこの仕事をなさるについては大変な勇気がいるように思うのですが、そのあたりはどのように考えられたのでしょうか。

答え 私にとって財務系はあまり苦にならないのです。また主義として、人から誘われたことはまず断らないことにしています。港湾局、資源整備局、横浜市立大の病院を順次監査しました。監査のための予算規模は2,000万円くらいです。公認会計士10人ほどの協力を得て1月の何日かに第一稿を提出します。そこで、12月中に大量の資料を調査し、会計士の提出した報告書と照合し、手直しをします。それで3年間は元日しか休みを取ることができませんでした。たとえば、港湾局というのは、監査法人にとっても尻込みをする相手で、それまで実質的に監査がされていませんでした。港湾には200社ほどの企業が関係しているのですが、まさに義理人情の支配する社会です。外部から監査するには、物理的にも困難が予想されるところで、そういう意味では、私の出番でもあったわけで

す。

質問 中村 最後に、もう一度仕事を選ぶ機会があったら、やはり弁護士でしょうか。

答え こんなにわがままな私が、好きなように仕事をすることができました。また弁護士になりたいと思います。

